

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月6日 06時10分ごろ
発生場所	鹿児島県徳之島町亀徳港 亀徳港南防波堤灯台から真方位007° 220m付近 (概位 北緯27° 44.5′ 東経129° 01.7′)
事故の概要	プレジャーボートSEA・BRATHER. Fは、出港中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月9日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート SEA・BRATHER. F、17トン
船舶番号、船舶所有者等	243-14060鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口等、左舷推進器翼が脱落、右舷推進器翼に欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮高 約150cm（山村湾（徳之島））
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、鹿児島県志布志市志布志港への回航の目的で亀徳港内を東進していた。</p> <p>船長は、亀徳港沖防波堤（以下防波堤については、「亀徳港」を省略する。）の北側に向かうつもりで左舵を取った。</p> <p>船長は、しばらくして北防波堤を沖防波堤と見間違えていることに気付いたが、満潮時でもあり、北防波堤と陸岸との間を航行できると思って航行を続けた。</p> <p>本船は、干出浜に乗り揚げて停止した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、亀徳港からの出航が初めてであり、乗組員2人を船首部に配置して見張りに当たらせていたが、船首方から風と飛沫を受ける状態となったので、2人を船内に戻らせていた。</p> <p>本船には、GPSプロッターが備えられていたが、古い型式の機種であり、浅瀬や等深線が表示されないものであった。</p> <p>船長は、北防波堤と陸岸との間に干出浜が拡張していることを知らなかった。</p>
分析	<p>本船は、出航中、船長が、北防波堤と陸岸との間に干出浜が拡張していることを知らなかったことから、北防波堤と陸岸との間を航行し、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、北防波堤を沖防波堤と見間違えていることに気付いたもの</p>

	<p>の、満潮時であり、北防波堤と陸岸との間を航行できると思い、北防波堤と陸岸との間を航行したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、出航中、船長が北防波堤と陸岸との間に干出浜が拡大していることを知らなかったため、北防波堤と陸岸との間を航行し、干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。